



中部の

# エネルギーを 築いた

# 人々

“わが人生は闘争なり”の松永安左工門

— その4：電気事業再編成・電力民営化の実現 —

1951(昭和26)年5月、電気事業再編成令により民営の9電力会社が発足した。ここに1939(昭和14)年に日本発送電株式会社が設立されてから、足掛け13年間にわたる電力国家管理が終った。

日本は、第2次世界大戦後GHQ(正確には、GHQ/SCAP, General Headquarters/Supreme Commander for the Allied Powers, 連合軍最高司令官総司令部)の占領統治下におかれた。GHQは日本の経済民主政策を実施するため持株会社整理委員会を発足させ、1946(昭和21)年9月から翌年9月まで、5回に分けて財閥企業83社を指定した。1947(昭和22)年、片山内閣の時に過度経済力集中排除法を公布・施行し、国民経済を合理的に再編成し、民主的かつ健全な経済再建の基礎をつくる手続きを定めた。

持株会社整理委員会はGHQの意向を受けて、1948(昭和23)年、日本発送電株式会社(以下、日発と略す)と9配電株式会社(以下、9配電と略す)に過度経済力集中排除法(以下、集排法と略す)を適用、指定した。これを受け電気事業民主化委員会が設置され、電気事業再編成をめぐる動きが急速に展開された。

これ以降、電力国家管理に反対の立場をとってきた松永安左工門が1949(昭和24)年、電気事業再編成審議会の会長に就任し、74才にて再び第一線へ復帰した。そして、GHQの考え方と松永の電力再編成方針に基づき電力民営化が実現された。今月号はその経緯を紹介する。

資料1：公文類集などから見た電気事業再編成の経緯

1946	昭和21年	「持株会社整理委員会令」公布・施行(4月20日)
1947	昭和22年	「過度経済力集中排除法」公布(12月18日)
1948	昭和23年	「過度経済力集中排除法」が日本発送電と9配電会社に適用(2月22日)
		「電気事業民主化委員会設置要綱」閣議了解事項として決定(4月16日)
1949	昭和24年	「電気事業再編成審議会設置要綱」閣議決定(11月4日)
1950	昭和25年	「電気事業再編成に関する件」を閣議決定(2月21日)
		「電気事業再編成法案」についてGHQから修正要求(4月19日)
		「電気事業再編成法案」と「公益事業法案」を第7国会へ提出(4月20日)
		両法案の審議未了、廃案が確定(5月2日)
		ダグラス・マッカーサー総司令官と吉田茂首相が会見(10月21日)
		「電気事業再編成法案」と「公益事業法案」の修正案を閣議了解(11月10日)
		GHQは松永案に基く電力再編成を政府に命令(ポツダム政令)(11月22日)
		「電気事業再編成令」と「公益事業令」公布(11月25日)
公益事業委員会設置(12月15日)		
1951	昭和26年	発送配電一貫経営の民営9電力会社発足(5月1日)
1952	昭和27年	通商産業省に公益事業局を設置、公益事業委員会廃止(8月1日)
		電気事業再編成令、公益事業令が失効(10月25日)

## 電気事業民主化委員会の答申書

日発・9配電が集排法の指定を受け、電気事業再編成具体案の作成が急がれた。時の芦田均内閣(民主党と日本社会党の連立政権)は、1948(昭和23)年4月、「電気事業民主化委員会設置要綱」を決定し、同委員会に具体案作成を諮問した。電気事業民主化委員会は、東大教授で電気学会会長の大山松次郎を委員長とし、日発、9配電、電産、地方公共団体、電気需要者などの代表を委員として、19回にわたって審議を重ね、答申書を作成した。

この答申の要旨は、

- (1) 日本発送電株式会社はこれを普通の株式会社とし、一般の電気事業者としての国家の監督を受けるものとする。

(2) 北海道および四国地方においては電源開発、現行の料金地域差並びに事業の収支の悪影響をきたさないよう適当な措置を整えた上発送配電一貫事業とする。

(3) 本州および九州地区においては、地帯間における電力融通を必要とする限り原則として発送電を一本として配電は一応現状のままとする。ただし必要ある場合は、各会社相互間に所有設備の再調整を考慮する。

というものであった。しかし、答申直後に芦田内閣が総辞職したこともあり、事態の進展はみられたものの、しばらくの間、電気事業再編成をめぐる動きは沈静化した。

## 「7ブロック」案に対するGHQと通産省との非公式覚書

集中排除審査委員会のバーガー委員は、1949(昭和24)年5月、発送配電一貫経営の地域別民営会社を北海道、東北、関東、関西(中部、北陸を含む)、中国、四国、九州に7社設立するという、いわゆる「7ブロック」案を内示した。この案に対して猛烈な反対運動が展開されたので、同年9月、GHQ経済科学局長マーカットは次のような非公式覚書を通産省に示した。その要旨は、

- (1) 日発および9配電を解散し、地域的区分に基いた発送配電一貫組織を設立する。7ブロックが適当だが、必要なら9ブ

ロックにしてもよい

(2) 政府は日発、配電会社の所有株式を放棄し、再編成された会社の株式を所有しない

(3) 電力局の代りに公共事業委員会を設ける。それは経営的性格を有しない調整機関である

(4) 各社が自立できることを目途として必要な電力料金の改正をしなければならぬというものであった。そしてGHQと通産省が協議を重ね、10月21日にマッカーサー総司令官と吉田首相が会見した。

## 電気事業再編成審議会の答申書

1949年(昭和24)年11月、第2次吉田内閣は電気事業再編成審議会を設置した。審議委員は吉田首相の意向で、

- 松永 安左工門(元東邦電力株式会社社長)  
小池 隆一(慶応義塾大学法学部部長)  
工藤 昭四郎(復興金融公庫理事長)  
三鬼 隆(日本製鉄株式会社社長)  
水野 茂夫(国策パルプ株式会社副社長)

の5名が指名され、松永が審議委員長に任命

された。

電力業界出身は松永だけで、「この審議は、日本の電気事業の将来の方向を決める大事な仕事である。これができるのは、生涯をかけて電力事業に骨身を削ってやってきた自分以外にはない。他の委員に電気事業の本質が分かるはずがない。」という暴言横暴な態度で審議会を進行させた。

これに対し、委員の一人で、当時「鉄は国

家なり」と言われて飛ぶ鳥を落とす勢いであった日本製鉄の三鬼隆社長との確執はすくなく、委員長の松永は、4人の委員を敵に廻すことになった。その結果、二つの案を併記した答申は許されないの、下記のように4委員の本案と、松永案を参考意見として答申書を決め解散した。

(1) 本案(三鬼案)主旨

- ① 日発、9配電は解散し、これに照応する9ブロック会社を設立する
- ② 分割による電力不足の激化と、電気料金の地域的不均衡の増大を防止するため、地域間の電力融通を主眼とする新会社(日発の発電能力の42%を所有する)を設立する
- ③ 電力融通会社は自らの供給会社を有せず、ブロック会社などに対する電力の相互融通および大口需要者に対する直配のみに従事し、一般供給は行わない

(2) 参考案(松永案)主旨

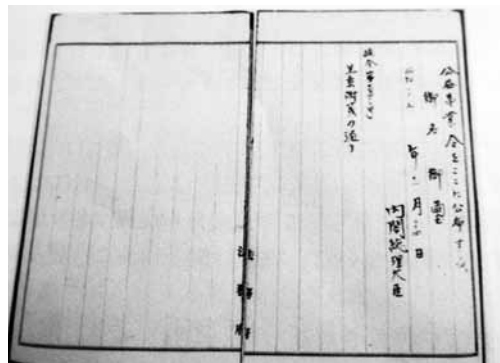
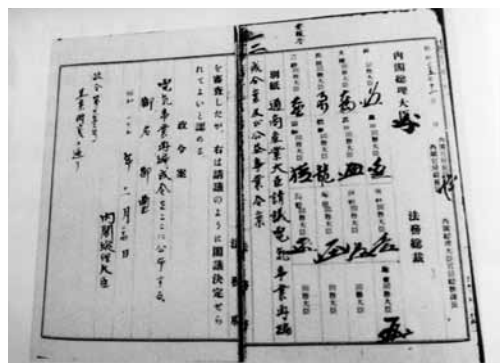
- ① 日発、9配電は解散し、地区別9会社を新設する
- ② 地区別会社の供給区域は現在の9配電会社の区域とし、発電から配電まで一括して担当する
- ③ 各地区別会社間の電力の過不足は寡少となるので、各社間の電力自給の不均衡は融通契約により自主的に解決し、必要ある時は新設される公益事業委員会の機動的調整によって目的を達成する

(3) 答申書提出後の動き

GHQは二つの答申案に対し、三鬼案には強硬に反対し、松永案に対しては不十分であるとしながらも支持した。吉田首相はGHQの意向を受けて松永の「9ブロック」案を政府案として採用し、「電気事業再編成法案」と「公益事業法案」を第7通常国会に提出した。しかし、政府、与党である民主自由党や野党からも反発があって、国会審議は紛糾し審議未了となった。さらに政府はいったん両法案を再検討するため次の第8臨時国会でも法案の提出を見送った。この政府の方針に対しGHQは強く異議を唱え、早急な法案成立を

督促した。さらにGHQは再編成が成立しない限り、日本発送電や9配電会社が申請する新規電源開発のための社債発行や増資を許可しないという強硬姿勢を取った。追いつめられた政府は第9回臨時国会での強行採決を検討したが、よい解決策を見つることができず苦慮した。

これらの動きをみたGHQは、国会開会直後の1950(昭和25)年11月24日、総司令部マッカーサー元帥より吉田首相宛に「電力再編成の促進に関する書簡」、いわゆるポツダム政令を発した。政府は国会決議を通さずに特異な形で「電気事業再編成令」と「電気事業令」を公布し、施行した。



電気事業再編成令、公益事業令などの公文類集

## 公益事業委員会の発足

1950(昭和25)年12月15日、公益事業令により公益事業委員会が設置され、同日、総理府の外局として発足した。同委員会は、

委員長 松本 烝治(元商工大臣)

委員長代理 松永 安左工門(元東邦電力社長)

委員 河上 弘一(日本興業銀行総裁)

委員 伊藤 忠兵衛(元大建産業社長、  
後伊藤忠商事社長)

委員 宮原 清(神島化学社長)

の5人で構成され、翌年1月8日に持株会社整理委員会から関連する権限の移譲を受けた。



公益事業委員会の委員/出典：電力の鬼・松永安左工門展

### (1) 発電用水利権の帰属

公益事業委員会は、日発と9配電会社に再編成計画書提出を求め、これを電気事業再編成中央委員会(構成メンバー：日発総裁と9配電会社の社長)で検討した。

この中で、発電用水利権は原則として「一河川一会社の属地主義」としたが、その例外とし東北・東京・中部・北陸・関西電力管内の発電用水利権の帰属が重要な議題となり、

① 同一水系であっても木曾川の本流は関西、支流は中部に、信濃川水系では本流が東京、支流が東北に水利権が所属する。

② 黒部川など同一河川であっても上流は関西、下流は北陸に帰属する。

など中央委員会の「裁定」という形式で妥協した。このように、本流、支流と、流域によって水利権を所有する電力会社が異なる複雑な水利権帰属体系となり、こうした状況は、多少の変更があるものの基本的には現在まで続いている。

### (2) 2回にわたる電気料金の値上げ

1951(昭和26)年5月1日、9電力会社が発足した。松永は「電気事業の自立なくして

今後の日本復興はありえない。資金がなければ電力開発は望めない。電力がなければ日本の産業は興こらないし、生活の向上は起こり得ない」と世間に説き、各電力会社の首脳を集め、適正原価に基づく電気料金の算定を厳命した。この計算を基に平均67%値上げの電気料金算定基準案をGHQに提出した。この値上げに対し各界から反発を買い、これを知った世論は、松永への批判が相次いだ。

また、当時の主婦連とも激しくぶつかり、参議院商工委員会で「電力再編成と言うのは、アメリカから九匹の乳牛を輸入したようなものである。これに適正な料金を払うと言うことは餌を与えることだ。その飼料を十分与えず、また三度のものを二度にするというのであれば、長く国民を養ってくれる乳はとれない。親牛も死んでしまう。子どもがかわいいのであれば飼料代を嫌がるのは間違いである…」と答弁した。

さらに、電気料金値上げに反対する政府首脳に「今後の日本の復興の因である電力需要の増加にどう対応するのか。政府が大衆におもねっているようでは、これからの日本はどうなる。文句があるなら対案を出せ」と、まさに鬼気の迫るものがあった。

このように料金値上げを遂行できるのは「鬼」の自分しかいないと矢面に立つ中で、30%の値上げが許可、続いて翌年には28.8%の値上げが認可された。これによって電源開発が行われ、また、新鋭火力発電所建設に必要な資金を海外からも調達でき、日本経済復興の基が築かれた。

1951(昭和26)年、サンフランシスコ平和条約が締結され、翌年4月発効された。電気事業再編成令と公益事業令は、いずれもポツダム政令であったため、同時に失効するものであったが、法律第81号により、失効期日が180日間延期され、同年10月25日に失効した。そして、通商産業省設置法により1952(昭和27)年8月に電力行政を所管する部局として新たに公益事業局が設置され、同時に公益事業委員会が廃止された。

(寺澤 安正)